

# 国立市保育審議会 答申

令和元（2019）年7月

国立市保育審議会

# 目次

答申にあたって	1
<b>1 保育に係る利用者負担額に関する背景</b>	<b>2</b>
(1) 現行の保育に係る利用者負担額設定の経過	2
(2) 国立市の財政運営と保育に係る利用者負担額	2
(3) 保育に係る利用者負担額の算定における課題	3
<b>2 確認内容・課題の整理</b>	<b>3</b>
(1) 国における利用者負担額の上限設定の考え方の確認	3
(2) これまでの多子世帯の負担軽減策に関する確認	4
(3) 利用者負担額表の階層細分化についての課題認識	4
<b>3 審議経過</b>	<b>5</b>
(1) 算定方法の変更（ベースとする税の変更）について	5
(2) 階層区分の設定（変換）について	7
(3) 利用者負担額の設定について	9
(4) 多子世帯に対する配慮について	9
(5) 新たな利用者負担額表の試作と妥当性の検証	10
<b>4 答申</b>	<b>11</b>
おわりに	11
<別紙>	13
<参考資料>	14

## 答申にあたって

国立市保育審議会は、平成 30（2018）年 8 月 28 日に国立市長より次の 2 つの事項について諮問を受けました。

- (1) 子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額のうち、支給認定の 2 号認定及び 3 号認定に係る利用者負担額の算定方法及び階層区分について
- (2) その他の利用者負担に関わる事項について

本審議会では、諮問から 1 2 か月にわたり 7 回の審議会の開催を実施し、上記(1)及び(2)の諮問事項について、慎重かつ活発な議論を重ね、審議会としての考え方を答申としてまとめました。

令和元（2019）年 7 月 2 2 日

国立市保育審議会 会長 新開 よしみ

# 1 保育に係る利用者負担額に関する背景

## (1) 現行の保育に係る利用者負担額設定の経過

保育に係る利用者負担額については、平成 27 年 4 月 1 日に子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が施行され、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号にて、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める」こととなった。この保育に係る利用者負担額について、国立市では、新制度の施行に先立ち、平成 26 年に当時の保育審議会に諮問し、その答申を踏まえて額を定めたところである。

その際、国においては利用者負担額の上限となる「政令で定める額」を、住民税額に基づいて決定したが、国立市においては、保育に係る利用者負担額をそれ以前と同様に所得税をベースとした基準で算定することとなった。

当時の保育審議会においては、ベースとなる税の変更による影響について検討するため、いくつかの試算を行ったものの、最終的に（国と同様の）住民税をベースとした基準において多子世帯の負担軽減等の考慮を行う方法が確立できていないとの判断から、従前どおりの所得税をベースとした基準のままとすることが妥当との結論であった。ただし、今後適正な応能負担に資するため、さらなる審議を進めることを要望する、として締めくくられている。

## (2) 国立市の財政運営と保育に係る利用者負担額

国立市では、「国立市健全な財政運営に関する条例」第 11 条に負担金の定期的な見直しを規定しており、同条例施行規則第 3 条において、見直しを原則 4 年ごとに行うものとするのが規定されている。

平成 27 年度に新制度が施行されてから、諮問のあった平成 30 年度はちょうど 4 年目を迎えたところであり、この間の社会情勢の変化や国の方針、税制等を含めた制度変更等を踏まえて、見直しを行うべき時期となっている。

また、財政運営上の観点からは、市は、平成 25 年に国立市財政改革審議会から「認可保育所の保育料は所得別階層区分により保育料を徴収しているが、世帯あたりの前年度所得税 60 万 4,000 円以上の世帯については、階層が細分化されていない。応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべきである。」との答申を受けている。

国立市財政改革審議会からの答申をうけて、市で定めた「財政健全化の取り組み方針・実施細目」においても、具体的方策の実施細目の一つとして「保育料の見直し」を掲げている。

また、同方針では、財政健全化の6つの基本原則のひとつとして、「行政サービスと事業の適正な負担を」との原則を定めた。より詳細には「行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。(中略)サービスの性質により、社会全体(税)で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。」と整理している。

### (3) 保育に係る利用者負担額の算定における課題

前述のとおり、国は住民税をベースに基準(上限)を定めているが、国立市の保育に係る利用者負担額は、新制度施行前と同様の所得税をベースに算定している。このように、現行では、ベースとしている税の種別に国と市とで差異がある状態である。

しかしながら、市で算定した(所得税をベースにした)保育に係る利用者負担額は、国の定める上限を上回らないよう調整する必要がある他、国全体の税制改正や利用者負担額の減免規定の変更等を適用する必要がある。そのため、市の算定のあと、補正処理が必須となっている。通常の算定のみであれば、機械的な計算が可能であるが、補正処理については個別の状況を見定めながら行う必要があるため、職員による手計算により行わざるを得ない。新制度が施行された平成27年度以降、税制や制度改正が重なった結果、手計算による補正処理も年々複雑さを増している状況がある。

算定方式について、他市の状況を鑑みると、新制度施行にあわせて、都内多摩26市中23市が市民税をベースにした算定方式に切り替えている。平成30年度には、さらに1市が切り替えており、諮問を受けた平成30年8月現在、所得税ベースの算定方式を採用するのは、26市中、当市ともう1市のみとなっている。

## 2 確認内容・課題の整理

以上の背景を踏まえ、本審議会では、諮問事項に関する内容について、以下のとおり確認し、課題を整理した。

### (1) 国における利用者負担額の上限設定の考え方の確認

今回の諮問事項の検討にあたり、まず平成27年度の新制度の施行に際して、国が利用者負担額の上限をどのように定めたか、その方法を確認した。

当時の資料を改めて確認したところ、国が政令にて基準(上限)を定める際には、平成26年度以前の所得税をベースにした利用者負担額の水準をもとに、一定のモ

デル世帯を設定して、住民税をベースにした水準に変換するという方法をとっていることを確認した。

「自治体向けFAQ【第17.2版】(平成31年3月29日)」のNo.139によると、モデル世帯として「夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)」、「妻はパートタイム労働程度(所得税が非課税となる程度の収入)」を想定し、所得税ベースから住民税ベースの水準に変換したことが示されている。

## (2) これまでの多子世帯の負担軽減策に関する確認

本審議会では、少子化が進んでいる現状にあっては、できる限り子育て世帯を支援すべき状況であるとの見解で一致し、とりわけ多子世帯の負担軽減については配慮を要する項目であることを確認した。そこで、これまでの多子世帯の負担軽減策について確認した。

新制度では、同一世帯から二人以上の児童が保育所等に入園している場合、入所児のうち2番目に年齢が高い児童は、利用者負担額を半額に、3番目以降の児童は利用者負担額を0円にすることとなっている。

上述の第二子半額・第三子無料の制度に加えて、国立市では、多子世帯の負担軽減策のひとつとして、これまで「年少扶養控除」の独自再計算を実施してきた。「年少扶養控除」とは、納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除で、子ども手当(現在の児童手当)の導入に伴い、平成22年度の税制改正により廃止された控除である。税制上廃止された控除であるが、国立市ではこれを独自に再計算して適用することで、子どもの多くいる世帯の負担軽減を実現していた。

国においても、平成27年度の新制度施行の折、利用者負担額の基準(上限)を定める際に、この「年少扶養控除」の再計算に一定の配慮を行っている。上述のとおり、国は、両親と子ども2人の4人世帯をモデル世帯とした変換を行った。この際、子ども2人分の年少扶養控除を再計算し適用したものとして、変換を行ったことが示されている。

そのうえで、新制度では、自治体の事務負担等を考慮し、年少扶養控除の再計算をしない前提で制度が組み立てられたことを確認した。

## (3) 利用者負担額表の階層細分化についての課題認識

利用者負担額表の階層については、大きな変動を避けるために、全体としては現在の階層分布を踏まえたものとするのが望ましいとの認識を確認した。一方で、議論の中で、算定方法の切り替え(ベースとなる税の変更)を行う場合に、一部階層の細分化等を行うことで、利用者負担額の増減をなるべく生じさせないように配慮することも検討しうることを確認した。

また、応能負担の観点から、階層の細分化や利用者負担額の見直しを行う必要があることを確認した。特に高所得者層については、現行、D17 階層から D20 階層においては、階層は分かれているものの、利用者負担額が一律となっている状況がある。そのほか、これまで財政運営上の観点から課題となっていた、現行の利用者負担額表において前年度所得税額 60 万 4,000 円以上の世帯は階層が細分化されていない点についても、検討を要する事項であることを確認した。

### **3 審議経過**

以上の背景と確認、課題整理を踏まえ、本審議会では、諮問事項について以下のとおり検討を行った。

#### **(1) 算定方法の変更（ベースとする税の変更）について**

保育に係る利用者負担額の算定方法に関しては、ベースとする税を現行の所得税から住民税に変更するかどうか、検討の焦点となる。

現行の所得税をベースとした算定方法については、背景に記載のとおり、手計算による補正処理が必要であり、その複雑さは年々増す一方であることも踏まえ、現段階では、見直しを要する状況にあると考えられる。

また、住民税に変更した場合には、利用者負担額の決定の際に保護者の収入・所得が確定しているため、現行の書類提出による決定方法に比べ、より正確に世帯収入の実態に合わせて利用者負担額が決定されるとの効果が期待できることが議論された。また、市民税に基づく算定に切り替えることで、事務手続きの簡素化が図られ、手計算によって算出する所得税ベースでの現行の算定方法に比較して、保護者の提出書類が少なくなること、算定ミス等のリスクの発生を抑制できることも確認された。

一方で、平成 26 年度当時の保育審議会での審議では、多子世帯の負担軽減等の考慮を行う方法が確立できていないとの判断から、ベースとする税の変更を見送った経緯がある。また、当時の議論からは、多子世帯以外にも影響が生じることが予想される。そこで、ベースとする税の変更を行った場合に、多子世帯の負担軽減等の考慮を行う方法が確立できるかどうか、また、全体的な影響の度合いなどについて、具体的に検討を進めることとした。

変更する場合の方策について、表 1 のとおり 2 つの方策を考案し、比較検討する形で審議を行った。

表 1

方策	内容	試算のポイント（委員の意見等）
A	現行の分布を維持して階層決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体としては、利用者負担額の増額にはならないが、各階層の分布割合は年度ごとに違うため、現時点をベースにしても公平公正な分布割合だとは受け入れ難い。</li> <li>階層ごとの割合、人数が固定されているなら、平均値から算出しても良いかもしれないが、利用者負担額は、世帯の収入に応じて決まるものであり、ピンポイントでしか効果を発揮しない仕組み。</li> <li>メリットが少なく、デメリットが目立つ。</li> </ul>
B	一定の変換式に当てはめて現行の所得税の階層を住民税階層に変換	<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度の施行により、利用者負担額の算定方式、仕組みも変わったので、利用者負担額の増減は致し方ない部分もある。</li> <li>増減に関わらず、子育て世帯にとって公平と思える制度設計を目指したい。</li> <li>国モデル世帯の考え方をベースに、多子に手厚くする等の国立市オリジナルの部分を追加する仕組みが良いのではないか。</li> <li>課税課が算出、確定した(市民)税データに基づくのが良い。</li> </ul>

これら 2 案のうち、より公平な算定の仕組みを実現させる方策として、方策 B をベースとして、さらに具体的な試算を行うこととした。さらなる試算においては、国が示したモデルでの変換試算だけでなく、表 2 のとおり、いくつかの試算を行い、分析・検討をおこなった。

これらの試算に対しての各委員の意見は、表中記載のとおりである。

また、試算の比較分析からは、いずれの試算においても一定の影響は避けられないことが確認できる。これは、所得税（国税）と住民税（市税）の税率の違いによるところが大きい。前者は累進課税であるのに対し、後者は一律であるため、世帯の所得構成によって所得税額と住民税額が変わってくることとなる。このほか、所得税と住民税とで、適用される控除項目に違いがあることや、税額が階層の境界付近の場合にわずかな変動でも階層移動が生じることなどが理由として挙げられる。



表 2

試算	内容	影響人数 (全体数:1,473 人) ①階層上昇 ②変動なし ③階層下降	影響額 (現行をベースと した差額)	試算のポイント (委員の意見等)
ア	国と同様の考え方 方で、現行の階層 表を変換(子の実 人数に関わらず 年少扶養控除 2 人分を適用)	①549 人 ②626 人 ③298 人	・ 現行との差額 +43,200 円 ・ 差額一人当 たり +29 円	・ 手計算を必要とせず、事務 の省力化になる ・ 多子世帯の負担増になる 点が課題である。
イ	アに加えて、子ど もが 3 人以上の 世帯は、3 人目以 降の年少扶養控 除を上乗せして 変換	①462 人 ②710 人 ③301 人	・ 現行との差額 -175,900 円 ・ 差額一人当 たり -119 円	・ 多子世帯に配慮しつつ、手 計算の件数も抑えられ る。 ・ 現行制度では、年少扶養控 除を最大限カウントして いるが、制度の切り替え を節目に、控除の対象や 期間に制限を設けるのも 一案ではないか。
ウ	子どもの実人数 に応じた分の年 少扶養控除を考 慮して変換	①561 人 ②808 人 ③104 人	・ 現行との差額 -3,235,700 円 ・ 差額一人当 たり -2,197 円	・ アの案は、一人っ子世帯は 実人数よりも多く控除さ れ、不公平感がある。 ・ ウ案は、もっとも公平だ と思うが、全件手計算の必 要が生じる。

ここまでの分析を進める中で、審議会において、算定方式の変更等による影響が避けられないからこそ、新たな利用者負担額を構築する際、理論や一定の数式に基づき、公平かつ合理的な方法で構築することが、市民に説明できる制度として大切であるとの結論に至った。加えて、特に多子世帯や低所得者層等に対する配慮を講ずることが重要であるとの方向性を確認した。

これらの方向性を踏まえ、また審議委員のうち有識者の専門的知見を活かして、よりよい方法について、分析・精査を重ねた。

## (2) 階層区分の設定(変換)について

保育に係る利用者負担額表は、所得に応じた階層区分と、区分ごとの利用者負担の金額の 2 要素に分けて検討することができる。

まず、階層区分の設定(変換)について、これまでの試算ア～ウについては、年少扶養控除の適用等に違いがあるものの、いずれも所得税額から年収を推定し、そ

れを基に住民税額を対応させるものであった。これを「年収推定法」と呼ぶこととする。「年収推定法」による変換では、所得税と住民税の様々な違いから、変動額が大きくなってしまいう世帯があることが分かった。

この点を解消し、かつ恣意性を排除できる理論や数式に基づく方法として、「順序プロビット法」の採用について議論された。「順序プロビット法」とは、代表的な統計手法の一つで、今回の場合には所得税額によって決まっている現在の階層を被説明変数（推定対象）として、実際の住民税額を説明変数に用いて推定する方法である。これによって、住民税額から推定階層の関数が得られ、この関数をもとに、階層を変換する。

この2つの方法を比較・分析したものが表3及び表4である。

表3

階層変換方法	対象数	階層移動なし	割合	階層移動数の単純平均	階層移動数の絶対値平均
①年収推定法 (表2試算アの考え方)	1314	476	36.2%	0.42	1.30
②年収推定法 (表2試算イの考え方)	1314	554	42.2%	0.27	1.19
③年収推定法 (表2試算ウの考え方)	1314	652	49.6%	0.70	1.10
④順序プロビット法 (表2試算アの考え方)	1314	496	37.7%	-0.02	0.92
⑤順序プロビット法 (表2試算イの考え方)	1314	494	37.6%	-0.04	0.88
⑥順序プロビット法 (表2試算ウの考え方)	1314	612	46.6%	-0.07	0.78

※表3においては、現行階層がD階層の方のみを対象として試算

表4

	年収推定法	順序プロビット法
わかりやすさ	◎	○
恣意性からの独立	◎	◎
階層移動の最小化	○ 同じ階層にとどまる児童数は多いこともあるが、全体的には階層移動が大きくなり、変換による影響は比較的大きい	◎ 階層移動そのものは多くなるが、その幅が小さいので、全体的には変換による影響は比較的小さい

「年収推定法」と「順序プロビット法」の比較分析の結果として、階層移動の影響がより小さい順序プロビット法の採用が、全体として適切であるとの結論に至った。ただし、低所得者層の区分のみを観察した場合、「順序プロビット法」での変換では、より影響が大きくなってしまい、低所得者層への配慮に欠ける懸念があった。そこで、国制度において多子カウントの年齢制限が撤廃されている階層以下

(現行の利用者負担額の階層区分のD6階層以下)においては、「順序プロビット法」ではなく、「年収推定法」を適用することが望ましいとの結論に至った。

「順序プロビット法」と「年収推定法」を組み合わせた「ミックス型」とする上記の考えは、理論や数式に基づき、市民や保護者に説明できるものが望ましいとすることをベースとしつつ、また一方で、多子世帯や低所得者層等の配慮を要する世帯の利用者負担額的设计については、ある程度の配慮を講ずべきである、との方向性と合致するものである。

### (3) 利用者負担額の設定について

階層区分を定める課税額と、階層ごとの利用者負担額の関係性は、課税額が高い世帯ほど、負担額が大きくなるという、いわゆる「応能原則」に基づくことが望ましく、現行の利用者負担額もそのように設定されている。課税額の増加分とそれに応じた利用者負担額の増加分の関係は「弾力性」という値で示すことができるが、「応能原則」からすると、弾力性の値はできる限り平準化されていることが望ましい。

現行の利用者負担額表の弾力性を検討したところ、全体としてはほぼ平準であるものの、一部の階層区分において、前後の区分と比較して弾力性の値がずれる部分もみられた。そこで、利用者負担額の微調整と、階層区分の新設・調整により、可能な限り平準に近づけることを図った。

また、現行のD17階層以上の利用者負担額の適正化においても、弾力性の観点から負担額を計算することで、恣意性を排除することが可能となる。前後の階層区分と比較し適度な範囲で、かつ近隣市や類団市との均衡を考慮した弾力性値を設定し、これをもって、現行のD17階層以上の利用者負担額を再設定することが望ましいと判断した。

### (4) 多子世帯に対する配慮について

多子世帯の負担軽減策のひとつである、年少扶養控除の考慮については、これまで市で独自に再計算し適用してきたことを踏まえつつ、当該控除の廃止から一定年数が経過していること、廃止の際に子ども手当(現：児童手当)を導入することによって子育て世帯への支援を補完していること等も勘案し、今回の階層区分の変換において、国の示すモデルにならい、子ども2人分の年少扶養控除を考慮して階層区分を設定することが妥当と判断した(表2試算アの考え方)。

なお、国の示すモデルでは、実際の子どもの人数にかかわらず、2人として設計されている。審議の中では、子どもが3人以上の世帯は、3人目以降の年少扶養控除を上乗せする案(表2試算イの考え方)も検討した。同案と、国の示すモデルに

ならった案とを比較したところ、3 子以上の子どもがいる世帯が多くないことから、全体としては大きな差異がないと判断したものである。

このほか、審議の最終段階において、東京都より、令和元年 10 月に向けて、独自の多子世帯等への支援として「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」を創設する旨の情報がもたらされた。新制度下においては、通常でも同一世帯から二人以上が保育所等に通う場合に、当該児童のうち 2 番目に年齢の高い児童以降に利用者負担額の減免措置が適用されるが、本事業では都で独自に対象となる児童を拡充し、特定被監護者であれば年齢や入所状況を問わずに人数をカウントするという制度である（表 5 の例を参照）。

表 5

	第 1 子（小 4）	第 2 子（2 歳） ※保育所入所	第 3 子（0 歳） ※保育所入所
通常の場合	（減免影響なし）	1 人目扱い	2 人目扱い
	—	全額	減免（半額）
都・保育所等利用多子世帯負担軽減事業の場合	1 人目扱い	2 人目扱い	3 人目扱い
	—	減免（半額）	減免（無償）

当該制度により、多子世帯に対し、減免措置が適用される幅が大きく広がることとなることを確認した。

## （5）新たな利用者負担額表の試作と妥当性の検証

ここまでの審議を踏まえて、審議会として、新たな利用者負担額表として、別紙『認可保育所・認定こども園（2 号・3 号）・地域型保育事業の利用者負担額表』を試作し、これを平成 30 年度の利用者にあてはめて、その影響の度合い等を検証した。

階層区分の変換は、「順序プロビット法」と「年収推定法」を組み合わせた「ミックス型」にておこなった。その結果、「年収推定法」のみで変換した場合よりも影響が少なくなったことが確認でき、審議会として変換による影響は極めて少ないものであると評価した。

また、新しい表での再計算による負担増減額について、低所得者層に注目して分析したところ、特別な事例を除けば、平均的には低所得者層においては負担増とならず、審議会として低所得者層への配慮が十分であると評価した。

多子世帯に対する配慮としては、（4）にて特筆したとおり、変換の際に子ども 2 人分の年少扶養控除を考慮したことで、十分に配慮ができていると評価した。加えて、都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」の活用により、さらなる多子世帯の負担軽減が可能となることも確認した。

以上の検証結果から、試作した別紙『認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表』が妥当であることを確認した。

表 6

		現行との保育料差額 (月額)の平均
試作した『利用者負担額表』 による影響額	都・保育所等利用多子世帯 負担軽減事業の適用なし	102 円
	都・保育所等利用多子世帯 負担軽減事業の適用あり	-3,744 円

## 4 答申

以上の審議を経て、本審議会では、保育に係る利用者負担額の算定方法及び階層区分について、ベースとする税を所得税から住民税に変更することが妥当と判断した。その際、現行の階層表を、審議会にて作成し各種の検証を行った別紙『認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表』のとおり改正することを提案し、もって、諮問事項に対する本審議会の答申とする。

## おわりに

保育料（利用者負担額）における「公正性」とは何か、という難問に全委員と事務局が一丸となって取り組んだ審議会でした。保育という極めて人間的な営みに対して、機械的な計算式による保育料の階層表は当初は無味乾燥な紙切れに見えていました。しかし、議論を進めるうちに、委員や事務局の方々の子ども・子育て家庭に対する温かい配慮や保育や市政に対する真剣な思いがしっかりと「数字の並び」に込められていき、人間味を帯びたものに見えるようになりました。

委員の方々もそれぞれのお立場から審議会を振り返って下さっています。その一部ですがご紹介します。

- ・ 子どもを育てる文化を改めて作っていく責任が、現在（いま）の社会にはあると思っています。制度はその下支えになります。今回この会議に出席させて頂いて、大変勉強になりました。
- ・ 今までの経緯を知った上で、安ければ良いというのではなく、どういう方法をとれば公平にかつ市民の方々が納得しやすいかを教えて下さり勉強になりました。立場の違う方々の意見を聞く良い機会でもありました。
- ・ 今回の現時点での結論を導き出すまで、多角的に深く議論をし、個人的には「公

平かつ合理的」という当初の目的を達成した案になったと感じております。しかしながら、「公平かつ合理的」と感じられるのは今回の審議会の検討プロセスを踏んだからであり、結果のみ提示された場合同じように感じるかはわかりません。恐らく市民の皆様はそうではないでしょうか。今後答申が確定し実行された際には周囲の皆様へプロセスを共有し、説明する責任も自身にはあると感じております。

- ・ 保育料算定方式は、何故国と同じ方法を利用していないのか、意味が解らず、この審議会で変更出来たこと、良かったと思います。保育料の利用者負担額も高所得層は応能者負担ですが、階層も以前に比べて細分化されており、負担が急に大きく増えることは少ない。国モデルを推進した陰で気になっていた多子家庭への配慮も、都の制度を利用して、大きな負担増になることはない。十分な結果かと思えます。
- ・ 保育所は児童福祉法に位置づく児童福祉施設として、社会の変化やニーズに合わせて変化をしつつも、子どもにとってを第一に大切にしたい保育施設のあるべき姿を、しっかりと議論することができ、必要な人に必要な手当がしっかりと届くよう、市が責任を持って保育の実施主体としての役割を果たせる、くにたちらしい保育行政であってほしいと切に願います。

<別紙>

認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表

(単位：円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		標準時間保育（月額）		短時間保育（月額）		
階層	市民税等による定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市民税が非課税の世帯	0	0	0	0	
C	第1階層	当該年度分の市民税が均等割額のみ	2,000	1,200	1,900	1,100
			(1,000)	(600)	(900)	(500)
	2	当該年度分の市民税の所得割額が28,000円未満の世帯	3,000	1,800	2,900	1,700
			(1,500)	(900)	(1,400)	(800)
	3	28,000円～48,600円未満	4,600	2,700	4,500	2,600
			(2,300)	(1,300)	(2,200)	(1,300)
	4	48,600円～57,700円未満	7,200	4,300	7,000	4,200
			(3,600)	(2,100)	(3,500)	(2,100)
	5	57,700円～67,400円未満	9,800	5,800	9,600	5,700
			(4,900)	(2,900)	(4,800)	(2,800)
	6	67,400円～77,101円未満	12,400	7,000	12,100	6,800
			(6,200)	(3,500)	(6,000)	(3,400)
	7	77,101円～87,000円未満	15,000	8,100	14,700	7,900
			(7,500)	(4,000)	(7,300)	(3,900)
	8	87,000円～97,000円未満	17,600	8,800	17,300	8,600
			(8,800)	(4,400)	(8,600)	(4,300)
	9	97,000円～111,400円未満	20,200	9,500	19,800	9,300
			(10,100)	(4,700)	(9,900)	(4,600)
	10	111,400円～125,800円未満	22,900	10,300	22,500	10,100
			(11,400)	(5,100)	(11,200)	(5,000)
	11	125,800円～140,200円未満	25,600	11,500	25,100	11,300
			(12,800)	(5,700)	(12,500)	(5,600)
	12	140,200円～154,600円未満	28,300	12,700	27,800	12,400
			(14,100)	(6,300)	(13,900)	(6,200)
13	154,600円～169,000円未満	31,000	13,900	30,400	13,600	
		(15,500)	(6,900)	(15,200)	(6,800)	
14	169,000円～190,100円未満	33,700	15,100	33,100	14,800	
		(16,800)	(7,500)	(16,500)	(7,400)	
15	190,100円～211,201円未満	36,700	17,200	36,000	16,900	
		(18,300)	(8,600)	(18,000)	(8,400)	
16	211,201円～233,650円未満	39,700	19,200	39,000	18,800	
		(19,800)	(9,600)	(19,500)	(9,400)	
17	233,650円～256,100円未満	42,700	21,300	41,900	20,900	
		(21,300)	(10,600)	(20,900)	(10,400)	
18	256,100円～278,550円未満	45,700	22,800	44,900	22,400	
		(22,800)	(11,400)	(22,400)	(11,200)	
19	278,550円～301,000円未満	48,700	24,300	47,800	23,800	
		(24,300)	(12,100)	(23,900)	(11,900)	
20	301,000円～349,000円未満	49,700	24,800	48,800	24,300	
		(24,800)	(12,400)	(24,400)	(12,100)	
21	349,000円～397,000円未満	51,700	25,800	50,800	25,300	
		(25,800)	(12,900)	(25,400)	(12,600)	
22	397,000円～445,000円未満	53,500	26,700	52,500	26,200	
		(26,700)	(13,300)	(26,200)	(13,100)	
23	445,000円～493,000円未満	55,100	27,500	54,100	27,000	
		(27,500)	(13,700)	(27,000)	(13,500)	
24	493,000円～	56,600	28,300	55,600	27,800	
		(28,300)	(14,100)	(27,800)	(13,900)	

備考

(注1) 「3歳未満」「3歳以上」の年齢区分は入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢によるものとします。

(注2) 特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目の利用者負担額は( )内の金額とし、3人目以降の利用者負担額は0円とします。

(注3) この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいいます。この場合において、市民税の賦課期日において指定都市(地方自治法第252条の19第1項)の区域内に住所を有する者については、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。なお、同法第323条に規定する市町村市民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とします。

(注4) 次に掲げる規定は適用しないものとします。

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 『寄附金控除』(国及び地方公共団体に対する寄附金) | (5) 『住宅耐震改修特別控除』      |
| (2) 『配当控除』                    | (6) 『住宅特定改修特別控除』      |
| (3) 『外国税額控除』                  | (7) 『認定長期優良住宅新築等特別控除』 |
| (4) 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』      |                       |

## ＜参考資料＞

- 資料 1 諮問書（公印なし）
- 資料 2 国立市保育審議会設置条例
- 資料 3 国立市保育審議会委員名簿
- 資料 4 国立市保育審議会の審議経過



国子児発第 244 号  
平成 30 年 8 月 6 日

国立市保育審議会会長 様

国立市長 永見 理夫

### 諮問書

国立市保育審議会条例第 2 条の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

- (1) 子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額のうち、支給認定の 2 号認定及び 3 号認定に係る利用者負担額の算定方法及び階層区分について
- (2) その他の利用者負担に関わる事項について

#### 2. 諮問理由

利用者負担額については、平成 27 年 4 月 1 日に新制度が施行され、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号で、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」となっている。平成 26 年 10 月 28 日に貴審議会より答申を受けたところであるが、社会情勢の変化や国の方針を踏まえ改めて諮問事項等について検討をする必要があるため。

以上

## 国立市保育審議会設置条例

## (設置)

第1条 国立市における保育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、国立市保育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育に関する事項について調査・審議し、その結果を答申する。

## (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 児童委員 1人
- (3) 保育園及び幼稚園の保護者 3人以内
- (4) 保育園及び幼稚園の施設長 3人以内
- (5) 公募により選出された市民 1人

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を市長に提出した日までとする。

## (庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## 国立市保育審議会委員名簿

(敬称略)

区分	人数	氏名	団体または役職名	備考
学識経験を有する者	2人	新開 よしみ	東京家政学院大学現代生活学部 児童学科教授	
		竹内 幹	一橋大学 大学院経済学研究科准教授	
児童委員	1人	江角 愛美	国立市民生委員・児童委員協議会 副会長	
保育園・幼稚園の保護者	3人	中村 友理	国立市私立幼稚園PTA 連合会代表	
		池田 希咲	公立4園保護者会代表	
		古本 宣子	私立保育園保護者代表	
保育園・幼稚園の施設長	3人	福島 美智子	国立市私立保育園園長会代表	
		小澤 あゆ子	国立市私立幼稚園協会代表	
		佐藤 美代子	公立保育園園長会代表	
公募選出	1人	アラタン チムグ	市民委員	

## 国立市保育審議会の審議経過

回	日時・場所	議題
第 1 回	平成 30 年 8 月 28 日 (火) 19 時～21 時 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	1 委嘱状の交付 2 自己紹介 3 会長及び副会長選出 4 諮問 5 市長あいさつ 6 利用者負担額(保育料)の算定方法の現状と課題について 7 今後のスケジュールについて 8 その他
第 2 回	平成 30 年 10 月 16 日 (火) 19 時～21 時 国立市役所 1 階東臨時事務室	1 前回(8/28)審議会内容のふりかえり 2 利用者負担額算定における懸念事項・課題の分析と対応策 3 利用者負担額の算定方式の検討 4 今後のスケジュール 5 その他
第 3 回	平成 30 年 12 月 18 日 (火) 19 時～21 時 国立市役所 1 階東臨時事務室	1 前回(10/16)審議会内容のふりかえり 2 利用者負担額算定における懸念事項・課題の分析と対応策 3 利用者負担額の階層区分の細分化について 4 今後のスケジュール 5 その他
第 4 回	平成 31 年 1 月 22 日 (火) 19 時～21 時 国立市役所 1 階東臨時事務室	1 前回(12/18)審議会内容のふりかえり 2 利用者負担額算定方式変更の影響分析について 3 利用者負担額の階層区分の細分化について 4 その他
第 5 回	平成 31 年 3 月 26 日 (火) 19 時～21 時 国立市役所 3 階第 4 会議室	1 前回(1/22)審議会内容のふりかえり 2 利用者負担額算定方式変更の影響分析 3 利用者負担額の階層区分の細分化の試作案の検討 4 算定方式変更、階層区分細分化の方向性 5 今後のスケジュール 6 その他
第 6 回	平成 31 年 4 月 25 日 (木) 19 時～21 時 国立市役所 3 階第 4 会議室	1 前回(3/26)審議会内容のふりかえり 2 算定方式変更及び階層区分細分化の整理 3 答申作成に向けた意見集約 4 今後のスケジュール 5 その他
第 7 回	令和元年 7 月 19 日 (金) 19 時 30 分～21 時 国立市役所 1 階東臨時事務室	1 パブリックコメント結果報告 2 保育審議会答申素案について 3 幼児教育・保育無償化についての報告 4 その他